第 10 章 アメリカ

-貿易収支の慢性的赤字と農水産品貿易の黒字-

勝又健太郎

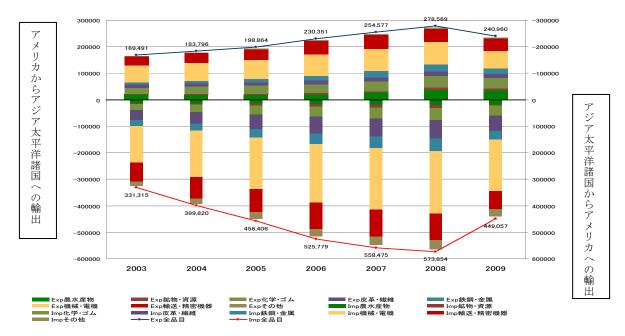
1. アジア太平洋諸国との貿易の概要

(1)全体構造

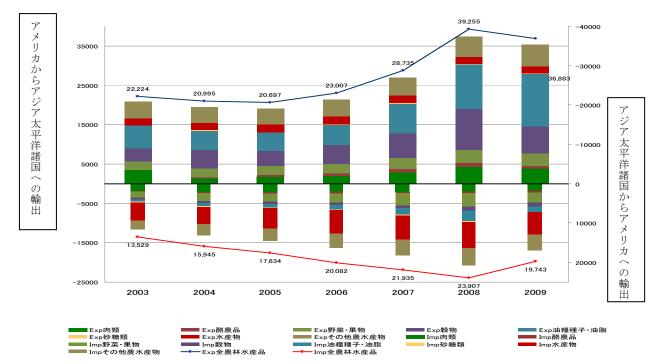
アメリカのアジア太平洋諸国との貿易総額(輸出と輸入の合計額)は 2003 年から 2008 年にかけて約 1.7 倍に増加したが、当該額がアメリカの世界全体との貿易総額に占める割合は約 25%とほぼ一定であった。

貿易総額に占める品目別シェア (2008年) は、①機械・電機 (約38%)、②輸送・精密機器 (約18%)、③化学・ゴム (約11%)、④皮革・繊維 (約10%) が大きく、農水産物は約7%である。農水産物では、①油糧種子・油脂 (約24%)、②穀物 (約20%)、③水産物 (約15%) が大きい (第10-1 図、第10-2 図)。

貿易収支(輸出入超過)(2008年)は、全品目合計では大きく赤字(輸入超過:輸出入総額の約33%をアメリカの輸出が占めている。以下の括弧内は同様の数値)であり、農水産物のみが黒字(輸出超過:約65%)である。貿易総額が大きい品目のうち機械・電機(約27%)、輸送・精密機器(約34%)、皮革・繊維(約19%)についてアメリカが大きく赤字(輸入超過)となっている。農水産物で見ると貿易総額が大きい品目である油糧種子・油脂(約81%)、②穀物(約91%)についてアメリカが大きく輸出超過となっており、水産物(約21%)は大きく輸入超過となっている(第10-1 図、第10-2 図)。



第10-1 図 アメリカとアジア太平洋諸国との輸出入額(百万ドル)の推移(全品目)

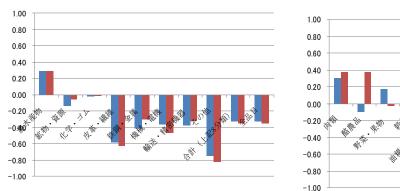


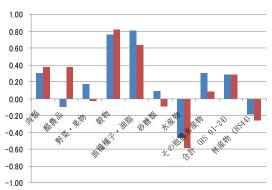
第 10-2 図 アメリカとアジア太平洋諸国との輸出入額(百万ドル)の推移(農林水産物)

(2) 競争力指数

競争力指数を 2003 年と 2008 年について計算したところ、得られた知見として、アジア太平洋諸国に対してアメリカの競争力の高い (プラスの) 品目は、農水産物のみである (両年とも 0.28)。 それ以外の品目は全て競争力指数がマイナスであり、特に皮革・繊維と機械・電機の順に競争力が低く、両分野ともに 2003 年に比べ 2008 年にかけて競争力が弱まっている (第10-3図)。

また農林水産物では、穀類、油糧種子・油脂、肉類の競争力指数が高く、一方、水産物の競争力指数はマイナスである。また 2008 年には酪農品の競争力指数がプラスに転じている。一方で砂糖類、野菜・果物がマイナスに転じている (第 10-3 図)。





(全品目)

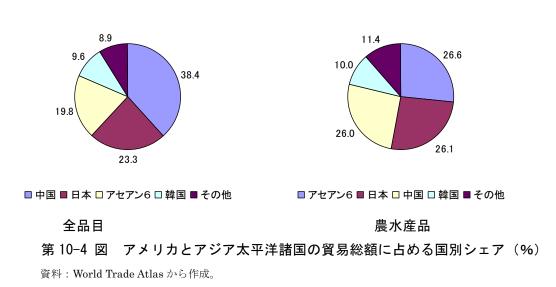
(農林水産物)

第 10-3 図 アメリカのアジア太平洋諸国に対する競争力指数

(青色は 2003 年と赤色は 2008 年)

2. アメリカとアジア太平洋諸国との貿易の2国間構造

貿易総額に占める各国・地域別シェア (2008 年) は、①中国 (約 38%)、②日本 (約 23%)、③アセアン6 (約 19.8%)、④韓国 (約 10%) が大きい。2003 年と比較すると中国と日本のシェアが逆転した。農水産物貿易では、①アセアン6 (約 27%)、②日本 (約 26%)、③中国 (約 26%)、④韓国 (約 10%) が大きくなっている。2003 年と比較すると中国のシェアが増加し、その分、日本のシェア (約 8%分) が減少した (第 10-4 図)。



以下、アメリカとアジア太平洋諸国との2国間(アセアン諸国についてはアセアン6)の貿易構造を貿易(輸出入)総額と貿易収支額(輸出入超過額)について見ていくこととする。

(1) アメリカー日本

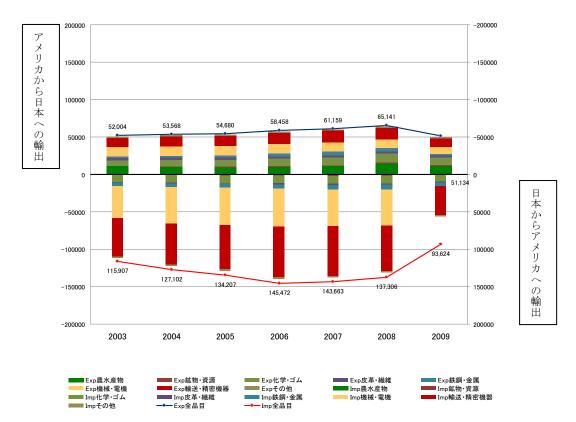
1) 輸出入(貿易)総額の動向

全品目合計の輸出入総額は約 1946 億ドル (2008 年) であり、そのうち、輸送・精密機械が約 40%、機械・電機が約 30%と大きな部分を占めている。農水産物は約 8%である。農水産物の輸出入総額は約 152 億ドルであり、そのうち、穀物が約 40%、油糧種子・油脂が約 14%、肉類が約 14%と大きな部分を占めている (第 10-5 図、第 10-6 図)。

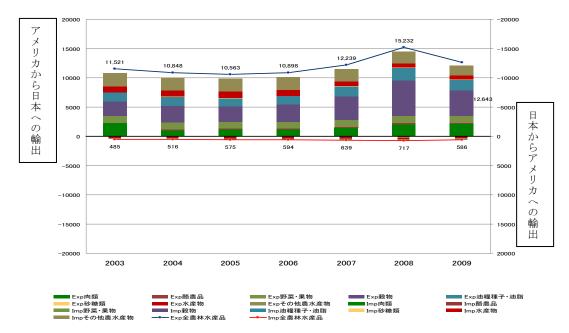
2) 輸出入超過額の動向

全品目合計ではアメリカが輸入超過となっている(2008年で約670億ドル、輸出入総額の約30%をアメリカの輸出が占めているに過ぎない。)。アメリカが輸入超過となっているのは、輸送・精密機器(456億ドル)、機械・電気(369億ドル)が大きく、それぞれ輸出入総額の約20%をアメリカの輸出が占めているに過ぎない。2007年以降、化学・ゴムがアメリカの輸入超過から輸出超過に転じていることが注目される。アメリカが輸出超過と

なっている品目の殆どは農水産物 (2008 年で約 138 億ドル) であり、輸出入総額の約 95% をアメリカの輸出が占めている。農水産物は、全品目にわたりアメリカが輸出超過となっており、穀物、肉類、油糧種子・油脂の順に大きい (第 10-5 図、第 10-6 図)。



第10-5 図 アメリカと日本との輸出入額(百万ドル)の推移(全品目)



第10-6図 アメリカと日本との輸出入額(百万ドル)の推移(農林水産物)

以上のように日米間では、貿易総額の約70%を輸送・精密機械、機械・電機が占め、当該品目は大きく日本の輸出超過であり、また、農水産物は、アメリカの一方的な輸出超過である貿易構造となっている。2003年から2008年にかけて貿易総額が増加しているが、貿易構造について余り変化はみられない。

(2) アメリカー中国

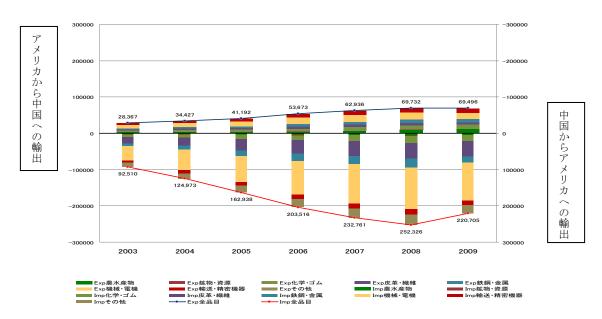
1)輸出入(貿易)総額の動向

全品目合計の輸出入総額は約3212億ドル(2008年)であり、そのうち、機械・電機が約40%、化学・ゴムが約30%、皮革・繊維が約16%と大きな部分を占めている。農水産物は約5%である。農水産物の輸出入総額は約151億ドルであり、そのうち、油糧種子・油脂が約50%、水産物が約17%と大きな部分を占めている(第10-7図、第10-8図)。

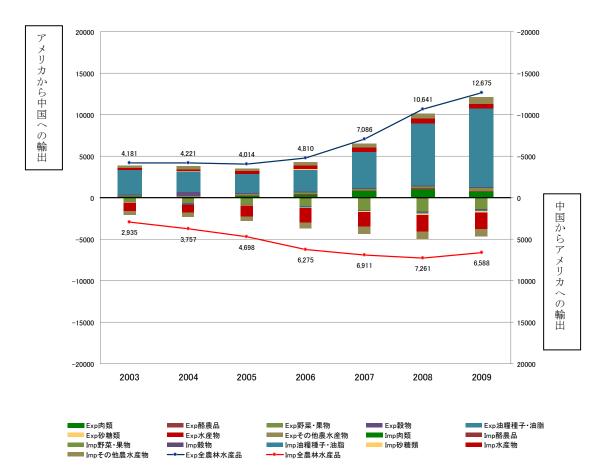
2)輸出入超過額の動向

全品目合計ではアメリカが輸入超過となっている(2008 年で約 1831 億ドル、輸出入総額の約 20%をアメリカの輸出が占めているに過ぎない。)アメリカが輸入超過となっている中で、機械・電気(927 億ドル)、皮革・繊維が(365 億ドル)が大きく、それぞれ輸出入総額の約 15%をアメリカの輸出が占めているに過ぎない。次いでアメリカが輸入超過となっているのは、鉄鋼・金属(157 億ドル)である。アメリカが輸出超過となっている唯一の品目は、農水産物(2008 年で約 51 億ドル)であり、輸出入総額の約 67%をアメリ

カの輸出が占めている。農水産物のうちアメリカが最大の輸出超過となっているのは油糧種子・油脂であり、肉類、酪製品の順に大きい。水産物、野菜等のその他の品目については逆にアメリカが輸入超過となっている(第 10-7 図、第 10-8 図)。



第10-7図 アメリカと中国との輸出入額(百万ドル)の推移(全品目)



第10-8図 アメリカと中国との輸出入額(百万ドル)の推移(農林水産物)

以上のように米中間では、貿易総額の約85%を機械・電機、化学・ゴム、皮革・繊維が 占め、当該品目は大きく中国の輸出超過であり、アメリカが輸出超過となっている唯一の 農水産物のうち油糧種子・油脂が最大の輸出超過品目である貿易構造となっている。

また、2003 年から 2008 年にかけて貿易総額が急増しているが、貿易構造について余り変化はみられない。

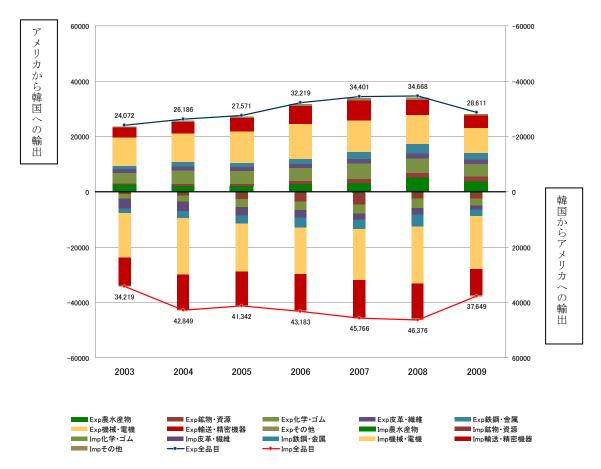
(3)アメリカー韓国

1)輸出入(貿易)総額の動向

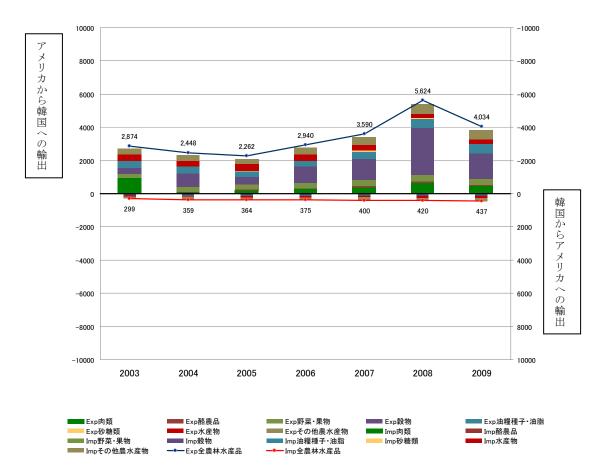
全品目合計の輸出入総額は約805億ドル(2008年)であり、そのうち、機械・電機が約40%、輸送・精密機械が約20%と大きな部分を占めている。農水産物は約7%である。農水産物の輸出入総額は約58億ドルであり、そのうち、穀物が約50%と大きな部分を占めている(第10-9図、第10-10図)。

2) 輸出入超過額の動向

全品目合計ではアメリカが輸入超過となっている(2008 年で約 123 億ドル、輸出入総額の約 40%をアメリカの輸出が占めている。)アメリカが輸入超過となっている中で、機械・電気(102 億ドル)、皮革・繊維が(70 億ドル)が大きく、それぞれ輸出入総額の約 30%をアメリカの輸出が占めているに過ぎない。アメリカが輸出超過となっている主な品目は、農水産物(2008 年で約 50 億ドル)であり、輸出入総額の約 93%をアメリカの輸出が占めている。農水産物では、全品目にわたりアメリカが輸出超過となっており、このうちアメリカが最大の品目は穀物であり、肉類、油糧種子・油脂の順に大きい。(第 10-9 図、第 10-10図)



第10-9図 アメリカと韓国との輸出入額(百万ドル)の推移(全品目)



第10-10 図 アメリカと韓国との輸出入額(百万ドル)の推移(農林水産物)

以上のように米韓間では、貿易総額の約 60%を機械・電機、輸送・精密機械が占め、当該品目は大きく韓国の輸出超過であり、農水産物は、アメリカの一方的な輸出超過である貿易構造となっている。

また、2003 年から 2008 年にかけて貿易総額が増加しているが、貿易構造について余り変化はみられない。

(4) アメリカーアセアン6

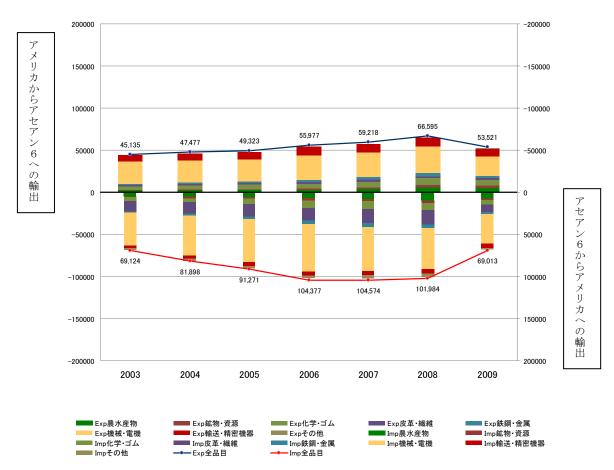
1)輸出入(貿易)総額の動向

全品目合計の輸出入総額は約 1652 億ドル (2008 年) であり、そのうち、機械・電機が約 48%、化学・ゴムが約 16%、皮革・繊維が約 12%、農水産物が約 9%と大きな部分を占めている。農水産物の輸出入総額は約 155 億ドルであり、そのうち、水産物が約 27%、油糧種子・油脂が約 20%と大きな部分を占めている (第 10-11 図、第 10-12 図)。

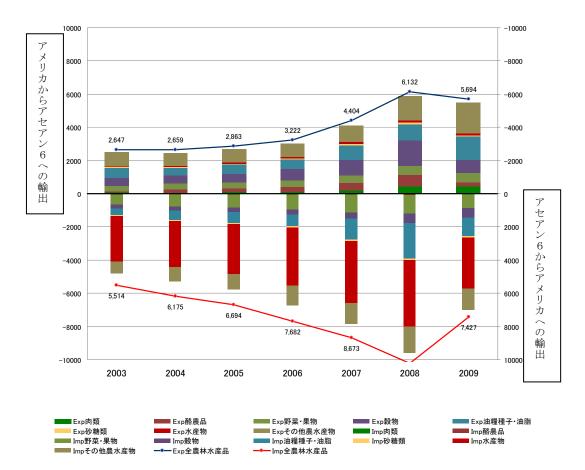
2)輸出入超過額の動向

全品目合計ではアメリカが輸入超過となっている(2008 年で約 352 億ドル、輸出入総額の約 40%をアメリカの輸出が占めている。輸出超過となっているのは輸送・精密機械のみ)。アメリカが輸入超過となっている中で、機械・電気(174 億ドル)、皮革・繊維(141 億ドル)が大きく、それぞれ輸出入総額の約 40%、約 14%をアメリカの輸出が占めているに過ぎない。アメリカが輸出超過となっているのは輸送・精密機械(2008 年で約 44 億ドル)であり、輸出入総額の約 64%をアメリカの輸出が占めている。農水産物は全品目合計では、輸入超過であるが、アメリカが輸出超過となっている主な品目は穀物、酪農品、肉類であり、輸入超過となっている主な品目は水産物である(第 10-11 図、第 10-12 図)。

以上のように米アセアン6間では、貿易総額の約78%を機械・電機、化学・ゴム、皮革・繊維が占め、機械・電機、皮革・繊維は大きくのアセアンの輸出超過である。また、農水産物(主に水産物)は、貿易総額の約9%を占め、アセアンの輸出超過である貿易構造となっている。



第 10-11 図 アメリカとアセアン6との輸出入額(百万ドル)の推移(全品目)



第 10-12 図 アメリカとアセアン6との輸出入額(百万ドル)の推移(農林水産物)

以上を総括すると、アメリカはアジア太平洋諸国に対して農水産品以外の貿易収支は赤字であり、大きな市場を提供している。

日本と韓国から知識・技術集約的な輸送・精密機械と資本集約的な機械・電気を輸入している。また、中国、アセアンからは労働集約的な皮革・繊維と資本集約的な化学・ゴム、機械・電気を輸入している。これは、中国とアセアンが欧米や日本の当該産業に係る多国籍企業の生産拠点となっていることも反映しているものと考えられる。

また、農水産物については基本的に日本、中国、韓国に穀物、油糧種子・油脂、肉類を輸出し、アセアンから水産物を輸入するという構造となっている。

3. 米豪 FTA におけるセンシティブ品目

米豪 FTA においてセンシティブ品目 (関税の完全撤廃から除外されるもの) がある部門は、①米国については乳製品と砂糖であり、②豪州については乗用自動車 (中古) である。

1. 米国

(1) 乳製品

1) FTA における合意内容の概要

現行でオーストラリアに関税割当が与えている品目については即時に関税撤廃。 さらに新たに無税で輸入できる関税割当枠を与える。その割当量とその年度ごとの増加率は、品目によって異なる(増加率は年率 3~6%に設定)。また、枠外の関税率は、現行のまま維持される。

現行で関税割当制度外の品目については段階的に関税撤廃する。

2) センシティブ品目

その結果、新たに関税割当枠を与えた品目の枠外に関して関税が存続する。 HS コード 6 桁ベースでみると 2 4 品目(第 10-1 表)。

(2) 砂糖

1) FTA における合意内容の概要

現行の関税割当制度(枠内税率は無税か低率)については変更しないこととする。

2) センシティブ品目

その結果、枠内低関税と枠外に関して関税が存続する。

HSコード6桁ベースでみると19品目である(第10-2表)。

2. 豪州

(1) 乗用自動車

1) FTA における合意内容の概要

現行の従価税及び従量税 (一台当たり) のうち従価税について即時撤廃。

2) センシティブ品目

その結果、従量税に関して関税が存続する。

HS コード 6 桁ベースでみると 8 品目である。 (ただし、中古のものに限る) (第 10-3表)。

第10-1表 米豪FTAにおけるアメリカのセンシティブ品目(乳製品関係)

第4類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品

<u> </u>	長品、烏卵、大然はらみつ及び他の類に該当しない長用の動物性生産品
0401	ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。)
0401.30	脂肪分が全重量の6%を超えるもの
0402	ミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。)
0402.10	粉状、粒状その他の固形状のもの(脂肪分が全重量の1.5%以下のものに限る。)
	粉状、粒状その他の固形状のもの(脂肪分が全重量の1.5%を超えるものに限る。)
0402.21 0402.29	砂糖その他の甘味料を加えてないもの
0402.29	その他のもの
	その他のもの
0402.91	砂糖その他の甘味料を加えてないもの
0402.99	その他のもの
	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化し
0403	たミルク及びクリーム(濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香味
	料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。)
0403.10	ヨーグルト
0403.90	その他のもの
	ホエイ(濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないか
0404	を問わない。)及びミルクの天然の組成分から成る物品(砂糖その他の甘味料を加えてあるか
	ないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。)
0404.10	ホエイ及び調製ホエイ(濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加え
	てあるかないかを問わない
0404.90	その他のもの
0405	ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプレッド
0405.10	<u>バター</u>
0405.20	デイリースプレッド
0405.90	その他のもの
0406	チーズ及びカード
0406.10	フレッシュチーズ(ホエイチーズを含むものとし、熟成していないものに限る。)及びカード
0406.20	おろしチーズ及び粉チーズ(チーズの種類を問わない。)
0406.30	プロセスチーズ(おろしチーズ及び粉チーズを除く。)
0406.40	ブルーベインドチーズ
0406.90	その他のチーズ

第15類 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品(食用のものに限るものとし、第15.16項の食用の油脂及びその分別物を除く。) その他のもの

第19類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品

<u> </u>	秋物、秋物、この物文はミルクの調表的文の「「カツ」表的
1901	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)
1901.10	育児食用の調製品(小売用にしたものに限る。)
1901.20	第19.05項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地
1901.90	その他のもの

第22類 飲料、アルコール及び食酢

2202	水(鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。) その他のアルコールを含有しない飲料(第20.09項の果実又は野菜のジュースを除く。)
2202.90	その他のもの

第23類 食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料

<u> </u>	及前二人では、マエノの次田が入りてアエンでは交が打
2309	飼料用に供する種類の調製品
2309.90	その他のもの

資料:協定文書より作成。

第10-2表 米豪FTAにおけるアメリカのセンシティブ品目(砂糖関係)

第17類 糖類及び砂糖菓子

<u> カナ・/ 人具 1/1日 /</u>	G グ し わ 作木 1
17.01	甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしよ糖(固体のものに限る。)
	粗糖(香味料又は着色料を加えてないものに限る。)
1701.11	甘しや糖
1701.12	てん菜糖
	その他のもの
1701.91	香味料又は着色料を加えたもの
1701.99	その他のもの
	その他の糖類(化学的に純粋な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体
1702	のものに限る。)、糖水(香味料又は着色料を加えてないものに限る。)、人造はちみつ
	(天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。)及びカラメル
1702.20	かえで糖及びかえで糖水
1700 00	ぶどう糖及びぶどう糖水(果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態におい
1702.30	て全重量の20%未満のものに限る。)
1700 40	ぶどう糖及びぶどう糖水(果糖の含有量が乾燥状態において全重量の20%以上50%
1702.40	未満のものに限るものとし、転化糖を除く。)
1700 60	その他の果糖及び果糖水(果糖の含有量が乾燥状態において全重量の50%を超える
1702.60	ものに限るものとし、転化糖を除く。)
1700 00	その他のもの(転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態にお
1702.90	いて全重量の50%含有するものを含む。)
	甘しや、てん菜から精製
1704	砂糖菓子(ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。)
1704.90	ー その他のもの

第18類 ココア及びその調製品

1806	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品
1806.10	ココア粉(砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。)
1806.20	その他の調製品(塊状、板状又は棒状のもので、その重量が2キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が2キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。)
1806.32	その他のもの(塊状、板状又は棒状のものに限る。)で詰物をしてないもの
1806.90	その他のもの

第21類 各種の調製食料品

312 X 11	主义的农民作品
2101	コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物(いつたものに限る。)並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物
	コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにコー ヒーをもととした調製品
2101.12	エキス、エッセンス又は濃縮物をもととした調製品及びコーヒーをもととした調製品
2101.20	茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶 又はマテをもととした調製品
2103	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマス タード
2103.90	その他のもの
2105	
2105.00	アイスクリームその他の氷菓(ココアを含有するかしないかを問わない。)
2106	調製食料品(他の項に該当するものを除く。)
2106.90	その他のもの

資料:協定文書より作成。

第 10-3 表 米豪FTAにおけるオーストラリアのセンシティブ品目

第87類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品

2007 及 义	<u> 大造川及い轨道川め片の平岡並いてての前方面及の前周面</u>
8703	乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第87.02項のものを除く。)
	雪上走行用に特に設計した車両及びゴルフカーその他これに類する車両
	その他の車両(ピストン式火花点火内燃機関(往復動機関に限る。)を搭載した
	ものに限る。)
8703.21	シリンダー容積が1,000立方センチメートル以下のもの
	シリンダー容積が1,500立方センチメートルを超え3,000立方センチメートル以下のも
	シリンダー容積が1,500立方センチメートルを超え3,000立方センチメートル以下のも
8703.24	シリンダー容積が3,000立方センチメートルを超えるもの
	その他の車両(ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミ
	ディーゼルエンジン)を搭載したものに限る。)
	シリンダー容積が1,500立方センチメートル以下のもの
	シリンダー容積が1,500立方センチメートルを超え2,500立方センチメートル以下のも
8703.33	シリンダー容積が2,500立方センチメートルを超えるもの
8703.90	その他のもの

資料:協定文書より作成。